

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 5 日 )

平成 2 9 年 9 月 26 日 ( 火 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

平成 29 年 9 月 26 日 ( 午 前 9 時 30 分 開 会 )

#### 1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 101 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 102 号 平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 103 号 平成 28 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 104 号 平成 28 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 105 号 平成 28 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 106 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 107 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 108 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 109 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 110 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 111 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 112 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 113 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 114 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 115 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- いて
- 日程第 16 議案第 116 号 平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 17 議案第 117 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 18 議案第 118 号 平成 28 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 19 議案第 119 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 20 議案第 120 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 議案第 121 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 議案第 122 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 23 議案第 123 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 24 議案第 124 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 25 議案第 125 号 平成 29 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 26 議案第 126 号 工事請負契約の締結について  
(大山町役場本庁舎外部改修工事)
- 日程第 27 議案第 127 号 物品購入契約の締結について  
(中山第 4 分団 小型動力ポンプ付積載車)
- 日程第 28 議案第 128 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 29 発議案第 7 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について
- 日程第 30 発議案第 8 号 核兵器禁止条約に調印することを唯一の被爆国・日本の政府に  
求める意見書の提出について
- 日程第 31 決議案第 1 号 不適切な事務処理について再発防止の徹底を求める決議につい  
て
- 日程第 32 議員派遣について
- 日程第 33 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 34 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 35 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 36 閉会中の継続調査について (広報常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 37 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

---

出席議員 (16 名)

1 番 森 本 貴 之

2 番 池 田 幸 恵

3番	門脇輝明	4番	加藤紀之
5番	大原広巳	6番	大杖正彦
7番	米本隆記	8番	大森正治
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岡田 聰	14番	野口俊明
15番	西山富三郎	16番	杉谷洋一

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫 書記 …………… 前田智加子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	森本貴之	2番	池田幸恵
3番	門脇輝明	4番	加藤紀之
5番	大原広巳	6番	大杖正彦
7番	米本隆記	8番	大森正治
9番	野口昌作	10番	近藤大介
11番	西尾寿博	12番	吉原美智恵
13番	岡田 聰	14番	野口俊明
15番	西山富三郎	16番	杉谷洋一

欠席議員(なし)

欠員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹口大紀 教育長 …………… 鷲見寛幸  
 総務課長 …………… 野坂友晴 教育次長 …………… 佐藤康隆

総務課参事……………金 田 茂 之  
税務課長……………遠 藤 忠 敏  
住民生活課長 ……山 岡 浩 義  
建設課長 ……大 前 満  
農林水産課長……………末 次 四 郎  
福祉介護課長 ……松 田 博 明  
観光商工課長 ……持 田 隆 昌  
地籍調査課長 ……白 石 貴 和  
会計管理者 ……岡 田 栄

幼児・学校教育課長 ……森 田 典 子  
人権・社会教育課長 ……西 尾 秀 道  
企画情報課長 ……井 上 龍  
企画情報課参事……………大 黒 辰 信  
水道課長 ……野 口 尚 登  
業委員会事務局長……田 中 延 明  
健康対策課長 ……後 藤 英 紀

---

### 午前 9 時 30 分開会

○議長（杉谷 洋一君） 本会議に入ります前に、町民の皆様にお知らせします。

7 月に開催しました議員と語る会におきまして、町民の皆様から多数のご意見・ご要望をいただきました。

議会で取りまとめたものを町長に手渡し、回答を得ましたので、次回発行の議会だよりに掲載します。

是非ご覧いただきますようお知らせします。

---

### 開議宣告

○議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第 1 議案第 101 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、議案第 101 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 102 号 ~ 日程第 18 議案第 118 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、議案第 102 号 平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 18、議案第 118 号 平成 28 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 17 件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成 28 年度決算審査特別委員長 米本隆記 議員。

○決算審査特別委員長（米本 隆記君） それでは平成 28 年度決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

決算審査特別委員会の審査報告書を配布していますので、ご覧ください。

それでは、審査報告書を朗読します。

平成 29 年 9 月 7 日、平成 29 年第 7 回大山町議会定例会において設置された議員全員による、平成 28 年度決算審査特別委員会に付託された、平成 28 年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記のとおり報告します。

1. 事件名

議案第 102 号 平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第 118 号 平成 28 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまでの 17 議案です。

2. 事件の内容、これは決算審査です。

3. 審査の経過、付託を受けた議案につきまして分科会方式により 9 月 12 日、13 日、14 日の 3 日間審査を行い、委員全員による全体審査を 22 日に行いました。

4. 審査の結果ですが、不適切な事務処理について再発防止の徹底を求める決議案の提出、並びに次の付帯意見をつけて、付託を受けた 17 議案すべてを認定すべきものと決定しました。

5. 付帯意見です。だいせんファンクラブ事業は、新規加入者が少なく情報発信が不十分な状況である。情報発信などが十分できるよう、SNS の活用などを検討すべきである。効果的な見直しを図れない場合には、廃止も含めて再考すべきである。

以上で、平成 28 年度決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 102 号 平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありますか。

原案に対しての反対ということをお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議員（8 番 大森 正治君） はい。

○議長（杉谷 洋一君） じゃあ 8 番 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） 私は、この平成 28 年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

本会計は住民の健康づくり医療の充実、学校教育環境の整備、あるいは産業振興など全般的に、全般的には住民の福祉の向上のために一定の成果も見られますが、次の点におきまして、認定できない決算と考えます。

1 点目は、同和対策関係の決算です。

平成 28 年度も同和対策関連事業に総額約 1 億円が費やされました。同和問題は、国を挙げての約 30 年にも及ぶ同和対策事業によってその解消が大きく進展しました。同和地区内の生活環境は大幅に改善され、同和地区内外の交流もごく普通に行われるようになりました。同和問題は、社会問題として基本的には、解決されたといっているでしょう。

その点で昨年の国会で強行されました部落差別の解消の推進に関する法律は、差別の完全解消に逆行、逆行するものだというふうに私は考えます。ですから同和問題については、これに特化した特別施策ではなくてまだ課題があるとすれば、一般施策の中で解決を図るべきだと考えております。

2 点目は、不要不急の道路新設工事についてです。町道退休寺線は、観光道路として新設されるものですが、費用対効果に私は疑問を持っております。退休寺への観光客は多くなく、ここへ参拝するには小道を整備して、県道の入り口から徒歩で行った方がいいと趣があるというふうに私も実際歩いてみて実感しております。そういうふうに考えております。この町道は不要不急の道路ではないでしょうか。

3 点目は、町道人権交流センター線に関して不適切な事務処理があったことについてであります。

この町道の拡張工事は、昨年度中に完了する予定が、今年度 4 月中旬にずれ込んだというものです。にもかかわらず完成年月日と検査年月日を偽り、それぞれ 3 月 30 日、31 日と事務処理をして、決算報告がなされました。

執行部はその否を認めて、決算審査特別委員会の分散会での審査後に修正を行いました。行政をチェックしなければならない私たち議会としては、決算審査資料に虚偽があった会計決算を私は認定することはできないと考えます。執行部には今後このような事務処理が行われないことを期待するものでありますが、この決算を不認定にすることによって、執行部の猛省を促すものです。以上、反対討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成の発言を許します。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 議長、3 番。

○議長（杉谷 洋一君） 3 番 門脇議員。原案に賛成ですね。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 門脇でございます。平成 28 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行わせていただきます。

平成 28 年度の決算は、委員長報告のとおり一部に不適切な事務処理が認められたものの、その他は適正であり認定すべきものとされました。

不適切な事務処理についても、町長は率直に事実を認められ、陳謝するとともに、事務改善を行う、再発防止をすると約束をいただきました。議会としては、今後とも、事務事業の執行に注目していく必要はあるというものの、附帯意見、そして再発防止に向けた決議を行うなど、チェック機関としての一定の役割は果たしていると感じております。

したがって、新町長並びに町職員が事務事業の執行に当たって、約束に従い適切かつ厳正に事務の処理を行い、円滑な調整運営により町民福祉が一層増進することを期待し、本案に賛成するものでございます。皆様の御賛同をお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) 他に討論ありませんか。

○議員(9 番 野口 昌作君) 議長、9 番。

○議長(杉谷 洋一君) 9 番 野口昌作議員。これに反対ですね。

○議員(9 番 野口 昌作君) 反対です。私は今審議されております平成 28 年度一般会計決算の認定につきまして、認定はしてはいけないという考え方であります。

理由といたしましては、28 年度の決算に 29 年度に実施した事業費が計上されているからでございます。28 年度の決算は、そもそも 4 月 1 日から 29 年の 3 月 31 日までの収入支出を表すものでございまして、29 年の 4 月以降に執行した事業費を入れるべきではございません。そういうものを入れてですね、そうして決算をするとそれを認めるなんていうことはとてもできることではございません。

議員の皆さんも、執行部の皆さんも、この決算書に 29 年度に実施した数字が入っているということはよくよく知っておられます。町長も、この議案が、工期が遅れて工事を実施したということのお話が出たときにですね、町長も議員の方に、議会の方に陳謝に来られました。謝罪に来られました。本当にですね、これ町長は非常に素晴らしい行動だと思います、私は。その時すぐにですね、これは私のほうがミスでございますということをお話されたことは非常に素晴らしいことだと思います。そういうことで町長はきちんと決断をして、ミスはミスだという決断をされまして、そしてですね私たちに説明されました。私達はですね、そのミスはミスですけども、それもそういう変な数字が入っているということを知りながらですね、それを通すということはですね、どういうことになるかと思うわけでございます。

議員はですね、毎年議員研修で滋賀県の国際アカデミーに研修に行っておりますし、県の職員研修も受けております。皆さんよく御存じのとおり、議会の使命は、具体的な政策の最終決定とですね、行財政運営の批判と監視なんです。議会のものであります使命というものは、具体的な政策最終決定、これ議決でございます。それとですね、行財政運営の

批判と監視、これが最重要課題なんです。それを放棄するようなことではいけません。私たち議会は使命をきちっと実行してこそ、大山町民の負託にこたえるものでございます。

議員の皆さん、いま一度、私達の使命であり、最も重要な仕事である行財政運営の批判と監視についてですね、立候補したときの初心にかえて議員の使命を果たそうではありませんか。

本町は昨年から職員の不祥事について揺れに揺れております。5月1日の新聞報道では、町は不適切な事務処理で元職員に930万円のですね、返還請求を行ったと報道されています。この不適切事務の発覚ですね、発覚は町民の誰かの1枚の投書からわかったわけでございます。議会や執行部がこの不祥事を見つけたわけではございません。

大山町、過去、過去ってまだ歴史は短いですが、その中でこういう不祥事はあったことがございませんが、こういうことのですね、見つける、発見された人も町民なんです。やっぱり我々議会もそれをチェックが怠っていた。執行部のほうもそれを見抜けなかったということでこれやっぱり我々考えなければならぬというぐあいにも思ったりするところがございます。

この議会で全議員が明らかに不適切事務であることを知りながら、この決算書がですね、不適切事務であることを知りながら、認定することは、町民に対する重大な背任行為であると言う具合に思っております。

また、9月1日の新聞報道では、大山町身体障害者福祉協会が自動販売機の売り上げを決算書に計上していなかったことから、町補助金等交付規則に抵触するとして2012年から2016年に公布した280万円のですね、返還請求をしたという具合に報道されております。不適切は不適切できちんと対応しているわけでございます。

この頃の議会でですね執行部に向かってコンプライアンス、法令遵守というような言葉をたくさん使われます。執行部に向かってですね。職員にも向かってですけども。不適切事務と知りながら認定するということはですね、自らが法令を守らなくてもいいんだよと執行部に発言していることと同じだと思います。

議員の皆さんが自らを律して、やっぱり町を立て直そうではありませんか。やっぱりみずからも律し、きちんと、けじめをけじめとすることをつけてですね。町を本当に立て直していかなければいけないというぐあいにも思ったりしております。9月議会ではですね、執行部が不適切事務で謝ってきていることがあります。今言いました案件以外にもまた、謝ってきていることはございますけれども、また21日の私の一般質問でもですね、町財産調書の間違いは請負業者の責任かと質したところ、職員が業者に提出をする書類を間違えて提供したため、間違ったものだと町長答弁がありました。私は唖然といたしました。今審議していますと決算認定の不適切事務は、本町監査委員さん、本町の監査委員さん宅の前の道路の工事でございます。町の警察官の前の道路をですね、交



通違反をしておるようなもので、そんなところですね、そして私知っとりますけれども、3月に歩いたときには、看板が工期が、3月の30日までって書いてございました。4月に入って見たところがですね、4月16日って確か書いてありました。工期が。ああこれ工期伸ばしたんだな。だったら今工事やっっても仕方ないわいっていう具合に選挙カーで回りながら思いましたよ。ですけども決算書で出てきた時は、3月の31日で終わったというように、30日で終って31日に検査したというような決算書類がでてきて、最後はですね、町長が謝って4月の12日までの工事を行ったんだというような、ああ13日でしたか、というようなこととございました。本当にですね、警察署の前で交通法違反をしとるやなこととございます。本当に何ていうかね、選挙の期間である人々が往来するんだということを監査委員の目の前だというような、そんなことも頭に一つもなしにですね、工事はやっておる。業者も役場のほうも本当にこれはですね、とんでもない話でないかと思ったりします。

町はですね、繰越、時効繰越の手続きをとれば、4月に施行した部分はですね、29年度に事務処理できたものなのです。このようにね職員の事務処理、そして公務員としての自覚、責任感、事務処理の優秀なものを持っておられます。持っておられます職員の方は。が、しかしですね、ここで一つ何か張りがなくなっているような感じでないかと思えます。

職員の方もですね、本当に張りがなくなってるんじゃないかなと思ったりしますし、そしてこの選挙で新しく町長が誕生し、この件についても町長が自らですね、これは不適切事務だったということを認めて謝罪するというような状況で非常に竹口町長はですねいい執行ぶりを見せておられますと思っております。

これからですね、やっぱり新しい一歩と踏み出すにはですね、前のものですね見直して、そして我々もですね、きちんと律せねばいけないというぐあいに思ったりしております。

まあ、私達もですね、政治倫理条例というものをですね、平成21年に制定しております、政治倫理条例ではですね、政治倫理基準のなかでですね、第4条の第3号ではですね、町が行う許可、認可または請負、業務委託もしくは一般物品導入に関し、特定の個人企業団体等のために有利な取り計らいをしないこととすることを決めております。私たちはですね、本当にいろんな町が行う仕事、請負工事もちろんでございますけれども、それに特定のですね個人とか企業とか団体等のためにですね、有利な取り計らいをしてはいけないということですね政治倫理条例で決めております。私たちもこれもきちんと読んで守らなければいけません。

それから、平成27年にはですね、この議会基本条例を定めました。皆さん27年ですから、一昨年のことですから、よく御存じでございますけれども、この中でですね、前文で大山町議会は憲法及び地方自治法を遵守して町民に開かれ、協議する議会、町民に

信頼され活力ある議会を実現するため、規範となるこの条例を制定することです、  
憲法および地方自治法を遵守してと、ということです。やっぱりですね4月1日から3  
月31日までということを決まっとるものですね、それはそれできちんと守らなければ  
なりません。

それから、政治、議会基本条例の第2条議会の活動原則の中で、2号でですね、町民  
を代表する議事機関であることを常に自覚し、町長および執行機関の行政運営を監視お  
よび評価する。議会の活動原則をですね、我々がきちんと決めたではありませんか。基  
本条例で。こういうことを決めておいてですね、明らかに間違ったことが分かってるの  
んを通すなんてとんでもないことではないかというぐあい考えております。本当にです  
ね、皆さん方もそれから一般選挙公報、選挙の広報でもですね、いろいろと訴えておら  
れます。この中でもですね・・・

○議長(杉谷 洋一君) すみません、野口議員、野口議員。

○議員(9番 野口 昌作君) はい。

○議長(杉谷 洋一君) もうちょっと簡潔に。一つ、お願いします。止めるべきもんじ  
ゃないですけど、私が。

○議員(9番 野口 昌作君) いや、そういうことですね、本当にこの際はですね、  
やっぱり間違いは正すと。そうしてやはりこの大山町を新しく発足せて、新たな気持ち  
でみんながですね、古いこの不祥事のあった28年度は決別して、新しい大山町、みな  
がですね、本当に力いっぱい仕事はできる、そしてですね、町民の福祉のため、町行政  
のために、しっかり仕事できるんだということにですね、頑張っていかなければいけな  
いと思います。今回ははじめをつけなければいけないではないかと思います。そういうこ  
とで皆さんがたもですね、ご判断をお願いいたします。

○議長(杉谷 洋一君) 他に討論はありませんか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) 4番、反対ですか。

○議員(4番 加藤 紀之君) はい。

○議長(杉谷 洋一君) 賛成討論は原案に対してありませんか。じゃあ、あっ10番 近  
藤議員。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。

○議長(杉谷 洋一君) 10番 近藤議員。

○議員(10番 近藤 大介君) 賛成討論をいたします。ただいま、野口昌作さんの方  
から長く非常に怒りのこもった反対討論がありました。本当に28年度は不適切な事務  
が、複数発覚し、また、町民にも皆さんに大変お騒がせをしご心配もおかけたところ  
ですね、その28年度、年度末にまた、不適切な事務があったということでこんな決算  
を本当に認定していいのかという怒り、私はごもつともだだと思います。

しかし、私は、決算審査、決算認定というのはですね、その年度のある意味、成果報告であり、それに対して我々は合格点を出すのか、不合格にするのか、そういう考えで審査をした際ですね、本当にこれで合格点出していいのかなってというのは本当に私も思うところではあります。

しかし、決算を認定しないというのはこれは非常に重大事でございます、なおかつ町民のために税金が十分に使われたのかということを判断し、認定しないとした場合ですね、その責任はやはり、トップである町長であり副町長、あるいは教育長にしっかり責任をとっていただかなければならないわけですが、その責任を取るべき執行体制というのがもうすでに変わっていると。4月の選挙で、もう新しい執行体制になっていると、だから許されるということでも必ずしもありませんが、現体制になってですね、不適切な事務についてはこういう形で、再発防止をするということの説明もあつておるところですし、また我々としてもこの後ですね、今後二度とこういった不適切な事務が起こらないよう十分注意するとともに、しっかりと執行体制をして、不適切な事務が起こらないよう、その徹底を執行部に対して求めていくという、決議もするところでありま

す。

年度末の道路工事についての不適切な繰越の、しなかったという事務についても前執行体制での指示で行われたことであります。こういったことが今後ないよう、現執行体制にきちんと履行してもらうことを強く決議で求めることによって、私たちはこの28年度の審査を認定していいのではないかとこのように考えますので、賛成の討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に原案に対して反対の討論がありませんか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長。4番。

○議長(杉谷 洋一君) 4番、加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 私は、反対の立場で討論させていただきます。大森議員、それから野口昌作議員が多くのことを述べられましたので、私は一点に絞ってお話をさせていただきます。と思います。

経済建設の常任委員長という立場ですので、やっぱり道路の新設改良工事の件についてなんですけれども、そのことに関して執行部に、課長にとってというか担当課にとつてですね、2度のチャンスがありました。

1点目は工事が3月30日、年度内に終わりそうにないという場合にですね、繰越明許の手続きをとって、4月を超えても挟んでも工事ができるという手続きをとること。それからそうなった時に、早急に事故繰越で対応すること、この2点が方法としてあつたはずですが、しかしですね、そこ偽り、完成日、検査年月日を偽った決算審査費料を提出し、もちろんそれにはその書類としてもですね、偽ったものを提出しておられたはずですが、そういったことを偽ってですね、今9月定例会の中で、議員から指摘をされ、あ

っ、実はこうこうこうでしたというお話をされました。

本来であれば事故繰越の手続きをとるなりして、4月早々に議会に報告すべきところをですね、この9月に至るまで隠しておられたという、これが現実だと私は認識しております。

でですね、今回、門協議員等がですね、決議案等も出してですね、しっかりとチェック機関の役割も果たしているとおっしゃいますけれども、今回、決議案が出されたことで許される、じゃあ次回はどうかのと。一度許されたことが、次回また起きた、次回は許さんだけど今回は許す。私達の仕事ってそういうものでしょうか。だめなことはだめだとしてしっかりと指摘するのが我々の仕事じゃないですか。何を基準に持って一回目は良くて2回目はダメなんでしょう。

ましてやですね、今回執行部側がですね、事実も認められましたし、謝罪もされました。しかしながら、どなたも責任はとっておられません。それからですね、道路はですね、例えば道路自体に問題があるわけではありません。出来上がった道路は住民の利便性の向上に寄与もしておりますし、ですけれどもこういった事務があったことでですね、我々としては住民の代表としてここに立っている以上、間違った事務処理が行われた、もしくは会計処理が行われたような決算を認定すべきではないというふうに思いますので反対をいたしたいと思います。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成の討論ありませんか。

○議員(6番 大杖 正彦君) 議長、6番。

○議長(杉谷 洋一君) 賛成ということで、はいではよろしくお願ひします。

○議員(6番 大杖 正彦君) はい。私はこの平成28年度一般会計の決算に賛成の立場で討論いたします。

この成28年度一般会計の決算は全体的に見て、住民福祉、産業振興とりわけ、来年度は大山開山1300年を迎える大事な節目の観光振興に取り組む充実した決算だと私は見ております。

確かに、こうした今指摘のあったような、ミスがいろんな不祥事もございました。人間は誰であっても完全に全てのことを失敗ミスなく終われることは、これは不可能であります。何かのことは、物忘れがあったりあります。それを認めているわけでありませんよ。それが故意であったら隠そうとします。当然これは人間の心理です。常識のある部分です。

大切なことは、そのミスを素直に認め、どう対応して改善するかが課題となります。議会としては、後に、この後に決議案を出して、事務、法令遵守、コンプライアンスに努めるということを求める決議案を出します。執行部は、この件については町長初め、素直に非を認め、陳謝しておりますので、ただいま申しましたように議会としては決議案を提出することによって、執行部側の反省とこれからの改善を求めて認定したいと思

います。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（杉谷 洋一君）他に討論はありませんか。

○議員（13番 岡田 聰君）議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君）岡田議員、どちらですか。

○議員（13番 岡田 聰君）賛成討論。

○議長（杉谷 洋一君）じゃあ、反対はないということで、じゃあ賛成討論許します。

原案に対しての賛成討論。13番 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聰君）平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成28年度歳入歳出決算は、防災情報通信教育整備事業2億3000万、名和クリーンセンター大規模修繕工事1億9500万、大山中学校大規模改修工事1億9300万、名和3期農業競争力強化基盤整備事業負担金500万、小規模急傾斜地崩壊対策事業3799人、しっかり守る農林基盤交付金事業3348万、情報通信設備等更新事業3220万、頑張る農家プラン事業補助金3427万、漁業経営開始円滑化事業補助金2100万、その他様々な事業が行われて教育環境関係、その他生活、農林水産業振興、これら様々な事業が行われて住民福祉の向上に寄与をしております。

不適切事務処理については、既に町長以下、執行部が謝罪し、今後の改善策も練られて対策が行われております。最後に判断すべきは、大山町民にとって、大山町にとって何が一番有益なのかということだろうと考えます。

決算認定を不認定ということは、何らまあ統制機能が働かないということですが、町長に対しての不信任だと、不信任に値する行為だと考えます。大山町にとって本当に何が有益かそういうものを考えて認定、不認定を判断すべきだと思います。

また、もう一つ、同和対策事業については、部落問題差別解消推進法が制定されました。この法律制定は非常に大きいものがあります。各自治体の部落差別解消に向けての努力を促していると考えます。反対討論にありましたけども、全く法律に反する考えだと思っております。

以上この決算認定、一般会計歳入歳出決算認定は認定すべきと考えます。以上。

○議長（杉谷 洋一君）他に討論ありますか。

○議員（2番 池田 幸恵君）議長、2番。賛成討論。

○議長（杉谷 洋一君）はい、じゃあ2番 池田 幸恵議員。

○議員（2番 池田 幸恵君）私は、平成28年度一般会計決算について、賛成の意見を述べさせていただきたいと思っております。

全員協議会で、経済建設の分科会の報告を受けて初めて知りました。今回のことは言い訳ではなく、原因追求をすぐされ対応されて私利私欲のための行為ではなく、様々な要因が重なったうえでの原因であったことも調査説明、調査され謝罪されました。町政

についてのミスはあってはならないことは当たり前のことだと思います。当たり前のことでありますが、やはり人間です。人間が皆集まって大山町を良くしようと思って頑張ってる場であると思います。で、また人間であることによって、今回のようにミスを発見し、対策を立てることができると思います。

今まで大杖議員も述べられたんですけども、今まで誰もミスなく完璧な人生を送られている人はいないと思います。このミスを2度3度繰り返していくのであれば、不適切と取られかねても仕方がないと思います。町長はこの件に対して再発防止策をすぐに立てられて説明を全員協議会でされました。議会は、一度のミス、不適切な事務を発見するところではあると思うんですけども、ミスしたことを追い込んで、追い込む場ではないと思うんですね。そこを正して直していくということ、全員が議会としても町政としても大山町が良くなる方向に向いていく場であると思っております。ので、今回は賛成の意見を述べさせていただきました。

○議長(杉谷 洋一君) ほかに討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第102号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第102号は、認定することに決定しました。

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第103号 平成28年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第103号は、認定することに決定しました。

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第104号 平成28年度大山町住宅新築資金等貸

付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 原案に対する反対ですか。じゃあ8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 反対の立場で討論をいたします。

この住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、この本会計ですけれども、1970年代に始まりました同和対策事業の一環として同和地区の住環境改善のために住宅の新築とか改築等が行われた際の資金の貸付に関わる会計であります。当時の不適切な貸し付けの結果として返済が困難な人たちを生み出して、町行政への滞納金が平成28年度でも未だ総計で2億、約2億9000万円あります。担当課による徴収努力、あるいは滞納者の生活実態、これは私も理解できますが、あまりにも巨額な滞納金を融資、滞納解消の目途が立たない本会計、私は、認定することができません。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 原案に賛成討論はありませんか。はい。4番、加藤議員。

○議員（4番 加藤 紀之君） 私は、28年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論をしたいと思います。

先ほど大森議員が申し上げられました。過去の古い事業の部分でですね、今年度、その部分についてですね、不適切な部分があったとかそういったものではございません。今年度は、予算のとおり適切に事業を執行され、今回決算が提出をされております。滞納解消に向けてしっかりと担当課も努力をされております。元の部分を今、今年度の決算でつくべきところではないと私は承知しておりますので賛成いたしたいと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 他に討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第104号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第105号 平成28年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第105号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 105 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 106 号 平成 28 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 106 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 107 号 平成 28 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 107 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 107 号は、認定することに決定しました。

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 108 号 平成 28 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 108 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。



したがって、議案第 108 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 109 号 平成 28 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 109 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 109 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 110 号 平成 28 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 110 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 110 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 111 号 平成 28 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 111 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 111 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 112 号 平成 28 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 112 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 112 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 113 号 平成 28 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 113 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 113 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 114 号 平成 28 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 114 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 114 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 115 号 平成 28 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 116 号 平成 28 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 117 号 平成 28 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、認定することに決定しました。

---

○議長（杉谷 洋一君） これから議案第 118 号 平成 28 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は、認定することに決定しました。

ここで休憩したいと思います。再開は 10 時 40 分にします。

午前 10 時 30 分休憩

---

10 時 40 分再開

日程第 19 議案第 119 号

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

日程第 19、議案第 119 号 平成 29 年度大山町一般会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 20 議案第 120 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 20、議案第 120 号 平成 29 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第 120 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 21 議案第 121 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 21、議案第 121 号 平成 29 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第121号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22 議案第 122 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 22、議案第 122 号 平成 29 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第122号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 23 議案第 123 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 23、議案第 123 号 平成 29 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第123号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 124 号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 24、議案第 124 号 平成 29 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第124号を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 25 議案第 125 号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 25、議案第 125 号 平成 29 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第125号を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 26 議案第 126 号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 26、議案第 126 号 工事請負契約の締結について（大山町役場本庁舎外部改修工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

- 町長（竹口 大紀君） 議案第 126 号 工事請負契約の締結について（大山町役場本庁舎外部改修工事）提案理由のご説明をいたします。

平成 29 年 9 月 22 日付けで大山町役場本庁舎外部改修工事に関する仮契約を締結したところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、大山町役場本庁舎外部改修工事であります。

契約金額は、1億411万2,000円、工期は、議会議決の翌日から平成30年2月28日まで、契約の相手方は、米子市富益町69番地5、大山町役場本庁舎外部改修工事 松本組・権田工務店共同企業体、代表者 有限会社 松本組、代表取締役 椋田 隆博。契約の方法は、指名競争入札であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

- 議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。
- 議長（杉谷 洋一君） 14番、野口敏明議員。
- 議員（14番 野口 俊明君） 今朝、全協でこの件について説明があったわけですが、当初予算よりか安く上がったということでもあります。そうしますと、その余った分をですね、内部の方も少し改修等されるようなつもりはないのかお伺いします。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。
- 総務課長（野坂 友晴君） 議長、総務課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 野坂総務課長。
- 総務課長（野坂 友晴君） はい。お答えいたします。確かに当初予算に比べまして、およそ5000万円、工法の変更によりまして、低くなっております。議員御指摘のとおり、従来から3階2階1階間わずですね、全フロアのトイレの悪臭というものがなかなか改善されないままになっておるところでございます。  
つきましてはこちらの改修につきましても、併せてさせていただきたいというぐあいに今考えておるところでございます。  
そして、外壁のみならず、3階につきましては、海側および東側の公民館側、図書室と議員控室の窓につきましても、改修の予定といたしておりますので、よろしくお願いたします。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 14番、野口俊明議員。
- 議員（14番 野口 俊明君） 我々にとって前からを望んでおった、庁舎内部の改修もおるわけですが、もう少し余裕があればですね、例えば電気系統とか、それから下の方の敷物とか、いろいろなものもあろうかと思っておりますが、そこら辺まで、手が行くのか、行かないのか、そこらへんをもう少し伺いたいと思います。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課から詳細をお答えしますが、野口議員御指摘のとおり、予算では1億5,000万ぐらいというところで、実際工事のところではいろいろ職員が考え

て工法をもっと安くなるような工法ないかということで5,000万円安くなるような工事でやってきておりますので、議会にお認め変更契約等お認めいただければその他、有効に予算を活用してまいりたいと思っておりますが、これもいろいろと検討をして進めていきたいなというふうに考えております。

○総務課長（野坂 友晴君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野坂総務課長。

○総務課長（野坂 友晴君） はい。補足してお答えいたします。元々が外周工事ということで、これは起債をお借りして事業を進めるということとしております。こちらの方の目的に、できるだけ入るものにつきましては検討してまいりたいというぐあいに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番、門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 先ほど説明をいただきましたけれども、図面を完成予想図を見せていただきますと、ずいぶん外観が変わっていくように思います。町民の方もびっくりされるのかなと思います。こういう変更された工法になった理由をもう少し詳しく説明いただければなと思います。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。

○総務課長（野坂 友晴君） 議長、総務課長。

○議長（杉谷 洋一君） 野坂総務課長。

○総務課長（野坂 友晴君） まず安くなった経過ということにつきましてご説明をさせていただきますと思います。

当初は、本体各所におきまして浮き、すでにあるいはもう滑落ということで欠損しておりました。これの調査がですね、できるだけの調査をいたしておりますが、全てを調査するということができておりませんでした。したがって、ほぼ全体をですね、タイルを一端剥ぎ取り、その後同じ工法で工事をするということで概算の見積もりをさせていただいていたところでございます。

改めましてその後、新しい工法といたしまして浮いたところだけ修繕していく、で、生きておるところにつきましては、アンカーピン等で補強しながら、修繕をしていくという具合に、取りました所、今回の入札のような内容となったところでございます。

ちなみに、今後20年はメンテナンスは必要ないだろうということで見込んでおるところでございますのでご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑はありませんか

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]



○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第126号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 27 議案第 127 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 27、議案第 127 号 物品購入契約の締結について（中山第 4 分団 小型動力ポンプ付積載車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 127 号 物品購入契約の締結について、消防ポンプ自動車に係る物品購入契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する小型動力ポンプ付積載車は、平成 10 年度に中山第 4 分団に導入した消防自動車を更新するもので、9 月 22 日に 4 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 1,096 万 2,000 円で、鳥取市古海 356 番地 1 株式会社 吉谷機械製作所取締役社長 吉谷 典雄が落札し、9 月 22 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は平成 30 年 3 月 30 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長、4 番。

○議長（杉谷 洋一君） 4 番 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 先ほど納入期限についてですね平成 30 年 3 月 30 日とおっしゃいました。

さっきのですね、28 年度の一般会計の決算で不適切な事項が生じた、それに対する解決策としてですね、工事の契約は、2 月末までだというふうに変更すると、町長は説明をを全協の場でされましたけども、こういったものに関してはこれは当てはまらないという解釈でよろしいでしょうか。

- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） これは物品購入の契約でして、工事の契約あるいは工期とはまた別の設定になろうかと思えます。期限が平成 30 年 3 月 30 日ということで、年度末ぎりぎりでもたご心配なこともあろうかと思えますが、議会から厳しく言われているということではなく、職員がしっかり自覚をもって、納入期限内に必ず納品されるようにしっかりと見ていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑は。9 番 野口 昌作議員。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 納入期限が 3 月の 30 日ということですが、これは行政の方が 3 月 30 日ということを決めて契約を結んだのか、それとも、誰かが 3 月 30 日ではないと入らんとしたのか、どっちなんですか。これはあまり長いでないかという疑問からでございます。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 詳細は担当課がお答えをいたします。
- 総務課参事（金田 茂之君） 議長、総務課参事。
- 議長（杉谷 洋一君） 金田総務課参事。
- 総務課参事（金田 茂之君） ただいまのご質問にお答えをいたします。30 年 3 月 30 日と言いますのは、入札段階でそういう日程で入札をかけておりますので、3 月 30 日ということになってございます。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口 昌作議員。
- 議員（9 番 野口 昌作君） だいたいね、造って納車できるのは、やっぱり業者とも聞いてもこれぐらいだということになりますか。そんなにやっぱり長いもんですかな。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 詳細は分かれば担当課がお答えをいたしますが、特殊車両というのは、普通の自動車を買うように数カ月に納車とは、難しいのかなど。発注してから制作に取りかかって特殊車両は仕上げていきますので、期間はかかるものというふうに認識をしておりますが詳細は担当課からお答えいたします。
- 総務課参事（金田 茂之君） 議長、総務課参事。
- 議長（杉谷 洋一君） 金田総務課参事。
- 総務課参事（金田 茂之君） 業者等も相談をさせていただいてこの日程になっておりますし、先ほど町長が答弁しましたとおり、艤装部分が多いものですからこれぐらいの工期は掛かるということでございます。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口 昌作議員。
- 議員（9 番 野口 昌作君） 業者とちょっと話をしているようなことがございましたが、業者からだいたいに見積もりというようなもの、納期間はどのくらいというよ

うなことはとっておられますか。業者間での見積りとかっていうことはとっておられますか。ちょっとお尋ねします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細は担当課がお答えいたしますが、指名競争入札ですのでそういうものはないかと思えます。

○総務課参事（金田 茂之君） 議長、総務課参事。

○議長（杉谷 洋一君） 金田総務課参事。

○総務課参事（金田 茂之君） 先ほど町長が答弁したとおりであります。3月30日ということ、落札業者と相談をしまして、もうちょっと早くならないかということで相談をさせていただきましたけれども、これくらいは掛かると言うことで契約の方は3月30日といたしております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第127号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第28 議案第128号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第28、議案第128号 平成29年度大山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。 竹口大紀町長

○町長（竹口 大紀君） 議案第128号 平成29年度大山町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、複合商業施設裏石段法面の復旧工事の追加など、既定の事業内容に追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に1,477万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億1,691万9,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第35款地方交付税は1,477万9,000円を追加しております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第10款総務費は、557万5,000円の追加で、第5項総務管理費の財産管理費で名和駅給水管の修繕料52万9,000円の追加、総務施設管理費で友好館空調設備更新工事504万6,000円の追加であります。第30款農林水産業費は94万円の追加で、第5項農業費の畜産業費で畜産振興を図ることを目的に全国和牛能力共進会において肉牛群全国1位を受賞した大山町産の牛肉を学校給食に提供するための消耗品費を追加しております。第35款商工費は826万4,000円の追加で、第5項商工費の観光費で複合商業施設裏石段法面復旧工事826万4,000円を追加しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。

○議長（杉谷 洋一君） 14番 野口俊明議員。

○議員（14番 野口 俊明君） 皆さんがいろいろ聞かれると思いますので、私は、商工費の中の観光費で、複合商業施設のいわゆる石段の法面のことについてはお伺いしたいと思います。

この間、我々安全祈願祭地鎮祭で出席したときに、土嚢が積んであって、そのところが法面が崩れておりましたが、どういう工法でこのたびの復旧がなされるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えします。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） ただいま御質問にお答えさせていただきます。旧雪山山荘の建物が、石段の横をちょっと支えているというような形になっておりましたので、解体のときには慎重を期しましたが、解体しましたあとを見てもみますと、石段の横の支えていた、覆っていたコンクリートの壁圧が非常に薄かったということがありました。そこでの仮復旧といたしまして、内部も空洞ができておりましたので、下から土嚢等できちんと積み上げて、仮復旧を急いでさせていただいたところです。

本復旧については、史跡指定されていることもあって文化庁と協議させていただきましたが、下の部分については、土嚢で支えている部分をそのまま強度を保った形で、そのまま埋めて突き上げていくと。で、土嚢から上の部分は新しくコンクリートで補強し、そして建物に掛からないような擁壁も作るというところでございます。

- 議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。
- 議長（杉谷 洋一君） 14番 野口俊明議員。
- 議員（14番 野口 俊明君） 今お伺いした、下の土嚢は構わずにやるということのようではありますが、私はそこの土嚢もですね、構った方がいいでないか。あれ、永久なものではないと思いますよ。土嚢袋が、いつまでもつかはまた別としても。草が生えてきたり木が生えくれば穴が開いてくるわけで、そうすると、水も入れれば漏れてくるというようなこともあると思いますから、これはもう少し、私は工法を考えられた方が将来的に、また再度この件について、今度はもっともっと大きな金が掛かるような格好になっていくのではないかと思います、そこら辺はどうでしょうか。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） この工法につきましては、いわゆる文化庁との協議の中で、その工法で問題ないというふうな回答をいただいております、その空隙ができないような対応はきちんとしていくというふうな協議をしていると、ところでございます。
- 議員（14番 野口 俊明君） 議長、14番。
- 議長（杉谷 洋一君） 14番 野口俊明議員。
- 議員（14番 野口 俊明君） 今言われますけど、空隙ができるできんよりか、その土嚢自体が将来的に必ず劣化してくるはずであります。それプラス、草や木が絶対生えてくるわけですから、そうするとたない、いわゆるどうあれしても、それは永久な思いにならないと思うわけで、そうした時に私は、また今のそこに対しても今以上なすごいお金がかかっちゃうんでないかなと。一番下からですから。そこら辺、もう少し再度私は検討される方が賢明でないかなという気がして質問しておるわけです。
- これが最後の質問になってしまいますが、そこら辺を本当にそれでいいのか、再度、検討される気があるのかないのか、そこら辺を伺って終わりにしたいと思います。
- 町長（竹口 大紀君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。
- 町長（竹口 大紀君） 詳細は担当課がお答えいたしますが、御心配の土嚢部分というのは表面に出たままではなくてですね、埋まってしまうような状態になろうかと思えます詳細は担当課からお答えいたします。
- 観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 一部誤解があったかもしれませんが、ただいま町長が申しました通り、土嚢が表面に出たままということはございません。外側も固めてその土嚢そのものも埋め込んでしまうということで強度の方は大丈夫だというふうに、業者とそれから文化庁との協議では整っております。

野口議員から今言っていたようなご意見が出ているということも、協議の方では伝えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 野口議員の質問に関連してお聞きしたいんですけども、ちょっとわからなかった部分がありますんで、この工事というのは仮復旧という位置づけなんでしょうか、それとも、もうこの永久的な復旧工事の一環であるという位置づけなんでしょうか、よろしくお願いたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） はい、竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 現在が仮復旧の状況ですので、今、補正予算で上げさせていただきますいておりますのは、本復旧でございます。永久的な施設ということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありますか。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長 12番。

○議長（杉谷 洋一君） 12番 吉原 美智恵議員。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 補正予算について全協でも説明を伺いました。共進会優秀賞受賞牛肉購入の件ですけれども 94 万円計上されております。これについて小中学校の給食に提供すると思切った施策だと思っております。子どもたちにとって給食は地産地消の観点からもまた大山町を誇りに思ったり、畜産業に関心を持つところでは、凄く効果があつて反対するものではありませんが、ただ、畜産振興を図るところまで書いてあります。これについて、もう少し工夫というか、それについて詳しい説明をお願したいと思ひます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。もうちょっと詳しくは説明をしたいところを御質問いただきまして大変ありがたく思っておりますが、この全国和牛能力共進会でこの

たび、大山町から出品した和牛が肉質の部分で日本一をとっております。この日本一をとったことは、大人である我々というのは認識が、認識率は高いのかなというふうに思っておりますが、この将来の大山町を担う、あるいは将来の畜産業を担う子供たちが、もしかしたらこの町内にもいるかもしれませんが、そういったすばらしい和牛がこの大山町内にあるというのは小中学生がどれぐらい認識しているかというのが、将来的な畜産業の振興にも関わってくるというふうに思っております。

なかなか毎回毎回こういった予算をつけて給食を出すというのは、難しいと考えておりますが、このたび、日本一を取るという快挙をなし遂げておりますので、ただ言葉で説明する、あるいは写真を見せて説明するというのではなく、生産者からのビデオメッセージ等をつけた上で、小学生に和牛を実際に食べてもらって味を知ってもらう、それが一番和牛の良さを知ってもらうことに繋がるのかなというふうに思っております。

給食でただ提供して食べてもらう、ああ美味しかったねと言ってもらうのも大事ですが、その後、食べた小中学生からは日本一の和牛が大山町にあることを知っているかというような意識調査であったり、あるいは食べた感想等を求めたりしていこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか？

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口 昌作議員。

○議員（9番 野口 昌作君） この複合商業施設の裏石段法面普及工事ですけども、この工事は町有地の復旧になるのか、それとも町有以外の土地の工事を行うことになるのか、町の直接の工事でしょうけど、町の財産の管理になるかということをお尋ねします。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課からお答えいたします。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） すみません、一部ちょっと聞き取りにくかったのでお答えがあつてかどうかわかりませんが、土木工事になりますので、建築工事とは別で別発注になります。

町のものになるかどうかということですけども、底地は大山町のものではありませんので、そこはちょっと違うと思います。建物につきましては、大山町になります。大山町で所有ということで建てさせていただきますが、その部分については、底地はあくまでも所有者は別ということになります。よろしく願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口 昌作議員。

○議員（9番 野口 昌作君） やっぱり所有地ではないとは思いますが、そういうことが起きれば、所有者負担というようなことは考えておられないか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細は担当が答えいたしますが、工事に伴って崩れておりますので、なかなかそういったところ難しいのかなと思っております。

○観光商工課長（持田 隆昌君） 議長、観光商工課長。

○議長（杉谷 洋一君） 持田観光商工課長。

○観光商工課長（持田 隆昌君） ただ今の町長が申し、答弁したとおりでございます。旧建物を解体するときに壊れたということでございまして、土地の所有者に責はないというふうに考えておりますので、大山町が復旧すべきものというふうに理解しております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。8番、大森 正治。

○議員（8番 大森 正治君） また共進会優秀賞の受賞の牛肉購入に関してで、また戻って申し訳ないですが、もうちょっとお聞きしたいと思います。

これは今回一回きりの取り組みなのか、あるいは継続してこれからもやられるのか、その辺のことをもうちょっと詳しく説明願いたいと思いますが、よろしく願います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。先ほども吉原議員の質疑の中でもお答えをいたしました。なかなかこれを継続してやるというのは難しいのかなと思っております。

ただし、全国和牛能力共進会というのは5年に一度、和牛のオリンピックとも呼ばれておりますけれども、5年に1度の開催ですので、5年後、どういったような状況になるかというのは、今から断言はできないというふうに考えております。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森 正治。

○議員（8番 大森 正治君） 私が聞いたかったのは、これをね、町内産ですので地産地消の立場からも、子供たちにこれを提供するというのは非常にいい取り組みでないかと思っておりますので、毎年でも少しずつでもこれを提供して子供たちに意識してもらう、ということ、これが長い将来、畜産振興にもつながっていくという、そういう話をされましたけども、そういう効果があるんじゃないかなと思っておりますけどもね。そういう地産地消の観点から、継続的につていうようなことは検討されないのかということでございます。どうでしょう。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。畜産振興の観点からして、子供のときに、大山町の和牛を食べて、あっ、大山町をすごくいい和牛が育つ地域なんだなというのを認識してもらおうというのが将来的な畜産業の新規参加者を増やしたりだとかということには長



期的な目で見れば繋がるというふうに考えておりますが、これを果たして毎年したほうが効果があるのか、あるいはその5年に1度の共進会の成績によって、やっていく方がいいのか、というところは考えなければいけないのかなというふうに思っております。それは子供からしたら、給食に和牛が出てきたらうれしいわけで予算があればもう毎月のように出したいと思いますが、なにぶん予算も限られております。で、今回は1人当たり約700円ぐらいの和牛の提供になろうかと思っております。で、ほんのわずかなものになるとは思いますがそれでも。なかなかこれを継続するのは大変ですので、今のところはこれを毎月あるいは毎年のようにやっていくような考えはございません。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 続いて今の共進会で一等賞になった牛を学校給食でということをもう少しお尋ねしたいと思っております。本当に、5年に1回の和牛のオリンピックで大山町の農家が肥育された牛のお肉がですね、日本一になったと。また、この7区の部門に限らずですね、4区の方でも雌牛、系統雌牛郡ですかね、こちらでもまあ選手といいますか、参加された大山町の農家を含めての成績が全国で4位に入賞だったというような形で、地域として本当にこれからますます、畜産業、農業が振興をされるためにこういった思いつきされるのとほんとうにいいことだと思います。

もう1個、確認していきたいと思っておりますが、いつ頃ですね、どういう形で提供されるのか、時期とあれですね、メニューといいますか、ステーキなのかそれとも何かどんな形で検討されているのか検討状況を教えていただきたいと思っております。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 提供をするのは、予算は農林水産費ですけども、提供するのは教育委員会の方ですので詳細は教育委員会から答えさせていただきたいと思っておりますが、もし議決をいただければ10月4日の給食で、特にそのままの牛肉を食べてもらうというのが肉質を感じてもらうのに一番大事だと思っておりますので、形はどうであれ、ステーキのような形で出したいというふうに考えております。詳細は教育委員会からお答えいたします

○幼児・学校教育課長（森田 典子君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（杉谷 洋一君） 森田幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（森田 典子君） お答えいたします。先ほど町長が議決をいただいたら10月4日と言うふうに申し上げましたが、その日にちで、肉の状態は2センチ角のサイコロステーキということで提供する予定にしております。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 提案の説明としてはですね、大山町の農業はこんなに誇れる産業なんだというところを生徒たちに理解してもらい、まあ食育の面での協調でありましたが、せっかく本当にめでたいことですし、良いニュースでもあります。大山開山1300年祭を控えてですね、全国発信できるような形、さまざまな形でPRに使えるように、事前に準備していただきたいと思うんですがそのあたり、町長の考え、どうですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。和牛の振興に関しては、鳥取県も優秀な成績を近年とっております。

で、ただし、その他全国的に上位に食い込んでいる鹿児島県、宮崎県、大分県あたりの九州南部の方では、生産頭数が圧倒的に違います。で、ちょっと手元に資料がありませんけれども、鳥取県では近年3,000頭あまり、年間というようなところで、例えば鹿児島あたりそれが10万頭、20万頭というような、かなりもう桁が違う生産をしております。で、評価が上がって肉質がよくなって、評価が上がって販売価格が高くなっても生産量が伸びないとですね、その地域の産業への貢献度というのは、低いままでこれをいかに総生産量を伸ばすか、あるいは生産者を増やすかというような取り組みをしていく必要があるかと思えます。

開山1300年に向けて大山の和牛はいいですよというのも、PRは当然していきたいと思っておりますが、それ以上に、どうやって生産者を増やすか、生産量を増やすか、というようなところにしっかりと予算をかけていきたいなというふうに思っております。

今回の学校給食で和牛を提供するというのはひとつPR効果もありますけれども、将来的に、畜産に興味を持ってもらう、あるいは大山町の和牛ってすごいんだなと思ってもらえる子供たちを一人でも多く増やすというのが目的でございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第128号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。したがって、議案第128号は原案のとおり可決

されました。

## 日程第 29 発議案第 7 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 29、発議案第 7 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。提出者 岡田 聡議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡田 聡君） 発議案第 7 号 ただいま議題となりました発議案第 7 号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について、提案理由を申しあげます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。平成 29 年 9 月 26 日提出、提案理由のご説明をいたします。

大山町は、山林が多く広がる山村地域でもありますが、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあります。

我が国の地球温暖化対策としての森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求めるため、ここに、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、発議文を朗読いたします。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書

我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成 29 年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記、平成 29 年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税(仮称)の創設」に関し、「平成 30 年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 26 日 鳥取県大山町議会議長 杉谷 洋一。宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣様です。

○議長(杉谷 洋一君) これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 7 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。したがって、発議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 30 発議案第 8 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 30、発議案第 8 号 核兵器禁止条約に調印することを唯一の被爆国・日本の政府に求める意見書の提出についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。提出者 大森 正治議員。

○議員(8 番 大森 正治君) それでは、核兵器禁止条約に調印することを唯一の被爆国・日本の政府に求める意見書案についてその、この提出理由を説明させていただきます。

意見書も含めてちょっと長くなりますけれどもご容赦願いまして、お聞きいただきたいと思います。

核兵器はこれがいったん使用されれば人類におびただしい惨禍をもたらす。そういう残虐な兵器です。広島・長崎を体験した私たちは、その非人道性や核兵器と人類は共存できないことを学びました。そして今や、核兵器廃絶は人類共通の祈願です。だからこそ、人が作ったものは人の手で無くすことができるという認識のもとに、戦後 72 年

間、被爆者をはじめ、世界の国々で、そして国連でも、核兵器廃絶に向けた努力が行われてきました。その積み重ねの成果として、本年7月7日に国連会議で核兵器禁止条約が世界の122カ国の賛成によって採択されました。

ところが唯一の戦争被爆国である日本の政府は、この国連決議に参加しないどころか、禁止条約に反対する人まで表明しました。これは被爆者は勿論、日本国民大多数の思いとは真逆の態度であると考えます。戦争被爆国だからこそ、日本は主体性をもって、核兵器廃絶のための、先頭に立つべきではないでしょうか。平成17年に核兵器廃絶平和まち宣言をしている本町議会としては、廃絶に向けた歴史的な核兵器禁止条約が生まれた今、政府にその調印を求めること、これは当然ではないかというふうに考えます。

さらに言うならば、現在北朝鮮問題があります。これについても、言及させていただきます。

広島・長崎でた私たち核兵器の残虐性を学んだわけですが、それにも関わらず、第二次世界大戦後、大国と言われる世界の為政者たちは、核抑止論の下に、核軍縮を競走を行ってきました。それらの国々は、多いときには、5万発もの核兵器を保有しておりましたが、その後の核軍縮の努力の結果、数こそ大幅に減少させました。それでも、今なお、1万5,000発以上もの核兵器が存在し、核保有国は、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリス、インド、パキスタン、イスラエルも核兵器を保有することになってしまいました。

[ 「議長、休憩」 「休憩」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 休憩。

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

○議員（8番 大森 正治君） それではその部分は省略させていただいて、次のような意見書を提案させていただきます。

核兵器禁止条約に調印することを唯一の被爆国・日本の政府に求める意見書案、大山町議会は核兵器廃絶平和のまち宣言の町として、日本政府核兵器禁止条約の国連会議、正確には、核兵器の全面廃絶につながる核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議が本年7月7日に採択した核兵器禁止条約に調印することを求める。

核兵器禁止条約の国連会議は、核兵器禁止条約を国連加盟193カ国の63%にあたる122カ国の賛成、危険1、反対1で採択した。人類史上初の核兵器禁止条約の採択は、日本の被爆者をはじめ、核兵器のない世界を求める世界各国と市民社会の多年にわたる、共同の取り組みが、結実した歴史的な壮挙である。

条約は、破滅的な結末をもたらす核兵器の非人道性を告発し、国連憲章、国際人権法などに反するものであると断罪した。そして核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、使用とその威嚇など核兵器に関わるあらゆる活動を禁止している。

また核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核保有国とその同盟国の条約参加

に門戸を広く開いている。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明示された。これは長年にわたって、被爆者援護を求めてきた被爆者の切望に答えるものである。日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協は、核兵器禁止条約の採択を受けて、声明を発表した。そこには、非人道的な核兵器は、人類と共存できないという強い思いの基に、核兵器禁止条約が国連で採択されたよろこびと共に、核兵器廃絶に向けた運動継続の決意が述べられている。条約は、9月20日に調印がオープンにされ、全てを国連加盟国政府のこの問題に対する態度が問われることになる。核兵器の禁止、廃絶は単なる軍備縮小の問題にとどまらず、人類の生存に関わる死活的課題である。ところが唯一の戦争被爆国であるにも関わらず、日本政府が「条約に署名することはない」、これは7月7日、別所国連大使です、と断言したことは、被爆者はもとより国内外の強い失望と批判を招いている。日本政府は昨年まで一貫して国連総会で、核兵器廃絶決議の採択に向けて、国連加盟国をリードし、その実現をさせてきた。これは、唯一の戦争被爆国の行動として評価される。だからこそ、日本はこの条約の採択に向け、核保有国と非保有国の橋渡し役として、取り組みをリードしていくべきである。

また、各国の核兵器禁止条約の採択、調印に向けての行動、努力こそが、北朝鮮の核兵器とミサイルの開発を中止させるために説得力を持つものともなる。

よって、我々は、72年間被爆者が求め続けてきた核兵器廃絶の実現のために、日本政府が全ての被爆者の願いを真摯に受けとめ、従来の立場を再検討し、核兵器禁止条約に調印することはもちろん、核保有国を含む、全ての国に調印を促し核兵器のない世界の速やかな実現のために行動するよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。ということで、本日名で総理大臣以下、該当の大臣、そして衆・参の両院議長に宛てたらというふうに考えます。以上。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。原案に反対の討論を。いいですか、じゃあ門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 提案が長かったものですから質問も少し長くなりますけどひとつよろしくお願いたします。討論も少し長くなります。

反対の立場から討論をさせていただきます。

核兵器の存在を根底から否定する核兵器禁止条約が採択されました。この条約の中で、広島や長崎の被爆者が長年壮絶な被爆体験を語りながら、核廃絶を求めてきたことを考えれば、被爆者の受け入れ難い苦しみに留意すると、前文に明記されたことは画期的な

ことで、さらに核兵器の違法化すると言う規範ができたことは大変な評価だと思います。これで核兵器廃絶の動きを加速させることが直ちにできるなら誠にすばらしいことだと思います。

しかしながら、今回の条約の成立の過程で、賛同する国とそうでない国との間の溝が深まったことで核兵器廃絶はさらに困難なものとなったと思います。

ここで日本政府が参加しなかったことは、現実上で正しい選択であるとかいう理由を御説明させていただきます。

3つありますが、まず一つ目は、日本はアメリカの核の傘のもとで安全保障政策を行っており、北朝鮮の核ミサイルの問題も含めて、日本が平和でいられるのは、核の傘によるアメリカの抑止力があるからであるとの考え方です。ドイツやオーストラリア、ナト諸国も同じ考えでございます。

2つ目は、現実として核保有国の参加がない核兵器禁止条約は、実効性を持たないから核拡散防止条約、いわゆる NPT 条約は現在 190 ヶ国ありほとんどの国が締結していますが、今回の条約よりも前の段階で存在する包括的核実験禁止条約 CTBT や兵役用の核分裂性物質の生産禁止条約 FMC ですら、核保有国が参加していない状況の中で全てを禁止するような核兵器禁止条約に今の段階で参加する意義はあるのかを考えるべきだと思います。

3つ目は、核兵器保有国と非保有国の分断だけでなく、今回非核兵器保有国の中にも、NPT 派と核禁止条約派との間に分断ができて複雑化いたしました。悲しいことですが、全てのグループが核兵器禁止に動かなければ何の意味もありません。今、核の傘にいる日本が参加することは核兵器保有国との対立を煽ることになります。核兵器保有国と非保有国の橋渡し役になるべき、唯一の戦争被爆国である日本が対立を生む行動を現時点で行うべきではないと思います。

以上の安全保障面での核の傘と条約との整合性条約の実効性の疑問、却って溝を深める結果になるのではないかという理由から、今回の条約に参加しなかったのであります。核兵器禁止条約では残念な事に溝が深まっただけでなく、核廃絶への具体的な道筋の議論がありませんでした。

それでこのたび公明党の粘り強い提案で核兵器保有国と非保有国の有識者を日本に招き、核軍縮の進め方を議論する県人会議の初会合が今年 11 月に広島で開催します。河野太郎外務大臣が記者会見で、被爆地広島での開催は、核兵器保有国と非保有国の対立が深まる中で、両者の橋渡しを日本がしたいと発表いたしました。9 月 21 日付の日本海新聞に核兵器禁止条約署名の記事の中で、広島の松井市長は政府に対して核兵器保有国と非保有国との橋渡しに本気で取り組んでほしいとの掲載があったように、今、条約採択の中で拡大した核兵器保有国と非保有国との亀裂の橋渡しが求められております。これこそ有一の戦争被爆国である我が国の責務だと思います。核兵器保有国に対して、

核兵器禁止条約に違反していると悪の烙印を押すことではかえって核廃絶の方向に進みません。少しずつでも、一步ずつ軍事的なバランスが崩れないように、さらに核兵器保有国全体で軍縮を進めていって、それが限りなく小さな段階になって初めて核兵器禁止条約が現実のものとなります。

今、日本国に求めるは、条約に参加することではなく、条約の規範を目標として核廃絶への具体的な歩みを進めること。特に広島で開催する核軍縮のための県人会議のように核兵器保有国と非保有国との橋渡しをしていくことだと思います。

以上のことから、日本国が核兵器禁止条約に速やかに署名批准を要望することに、意見書に反対を反対をいたします。

ご賛同のほど、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第 8 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立少数です。

したがって、発議案第 8 号は、否決されました。

---

### 日程第 31 決議案第 1 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 31、決議案第 1 号 不適切な事務処理について再発防止の徹底を求める決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 米本 隆記議員。

○提出者（米本 隆記君） ただいま議題となりました決議案第 1 号 不適切な事務処理について再発防止の徹底を求める決議について提案理由のご説明をいたします。

平成 28 年度中には多くの不適切な事務処理が発覚し、議会としても、NPO 法人との契約に関する調査特別委員会を設置して、その実態の調査を行ってきたところであります。

しかし、このたび平成 28 年度は決算審査にあたり、不適切な事務処理がさらに見受けられたので、町民の行政への信頼を取り戻すためにも今後二度とこのような事案が発生しないよう求めるため決議するものであります。

それでは決議文を朗読します。不適切な事務処理について再発防止の徹底を求める決議。平成 28 年度は NPO 法人との契約に関する問題、個人用住宅等改善助成事業の事務処理に伴う問題など、町民の行政に対する信頼を失墜させる多くの事案が発覚した年となった。平成 28 年度決算審査ではこれに加えて、道路改良工事の一部に繰越明許を怠



る不適切な事務処理も見受けられた。町民の行政の信頼を取り戻すためにも、今後二度とこのような事案が発生しないよう改善努力、そしてその徹底を求めるものである。以上決議する。平成 29 年 9 月 26 日、鳥取県西伯郡大山町議会。以上で決議案第 1 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから、決議案第 1 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから決議案第 1 号を採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。  
したがって、決議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 32 議員派遣について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 32、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、9 月 29 日に、東京都で開催される平成 29 年度町村議会広報研修会に、大原広巳議員、森本貴之議員、野口俊明議員、吉原美智恵議員、近藤大介議員、米本隆記議員、門脇輝明議員の 7 人を派遣するもの。滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される、10 月 5 日から 10 月 6 日の市町村議会議員特別セミナーに、池田 幸恵議員を。11 月 20 日から 11 月 21 日の市町村議会議員研修に加藤紀之議員を派遣するもの。11 月 24 日に、湯梨浜町で開催される、鳥取県町村議会議長会主催の議員研修会に、議員全員を派遣するもの。10 月 30 日から 11 月 1 日に大山町議会議員行政視察として、埼玉県秩父市、長野県野沢温泉町、東御市、山梨県昭和町に議員全員を派遣するもの。11 月中旬に行う、議会主催の「議員と語る会」に議員全員を派遣するものであります。  
お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

### 日程第 33～日程第 37 閉会中の継続調査について

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 33、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから  
日程第 37、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議  
会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お  
手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のと  
おり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。会  
議を閉じます。

平成 29 年第 7 回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立、礼。

---

午前 11 時 56 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 野口 昌作

署名議員 近藤 大介

